

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
19	当機構は、土地区画整理事業の円滑な着手及び土地区画整理事業後の宅地利用の促進を図ることを目的としており、各地域のまちづくりに寄与することから、19の「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(5) 相談、助言	1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)	<p>専門家等派遣業務</p> <p>1. 専門家等派遣業務は、土地区画整理事業の円滑な着手及び事業推進上の多岐にわたる課題解決の支援等を行い、土地区画整理事業の促進を図ることにより地域社会の健全な発展に寄与し、不特定多数の利益の増進につながるものである。実施要領については、業務方法書で定めている。</p> <p>2. 利用方法はホームページ、業務案内にて、公表しており、当機構の会員のみなどの特定はしておらず土地区画整理関係団体(公共団体、組合等)のすべてを対象としている。</p> <p>3. 土地区画整理事業に関する様々な分野の専門家に対応している。また、専門家は2年ごとに都道府県、政令指定都市、土地区画整理関係団体等からの推薦を受け、外部の有識者を交えて「専門家等登録審査会」を実施し、選任を行う。選任された専門家の氏名、専門分野は、ホームページにて公表している。</p>	
(5) 相談、助言	1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)	<p>事業化支援業務</p> <p>1. 事業化支援業務は、土地区画整理事業の円滑な着手及び事業推進上の多岐にわたる課題解決の支援等を行い、土地区画整理事業の促進を図ることにより地域社会の健全な発展に寄与し、不特定多数の利益の増進につながるものである。実施要領については、業務方法書で定めている。</p> <p>2. 利用方法はホームページ、業務案内にて、公表しており、土地区画整理関係団体(公共団体、組合等)のすべてを対象としているため、特定の土地区画整理関係団体のみを対象としてはいない。</p> <p>3. 土地区画整理事業に関する機構登録民間企業の専門家に対応している。事業化支援業務を行うため、会員企業全てに対し募集を行い、その中から業務に協力できる資質、能力、実績を備える企業を登録した。また、得意分野を勘案し、要請内容に応じ、選定した専門家グループによって対応を図っている。</p>	

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>業務代行推進業務</p> <p>1. 土地区画整理事業の円滑な推進を図るために必要なノウハウを備えた民間事業者を審査、選定を行い民間事業者を紹介し、事業の促進を図ることにより地域社会の健全な発展に寄与し、不特定多数の利益の増進につながるものである。実施要領については、業務方法書で定めている。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>(ア) 受益の機会の公開 業務代行者の紹介要請があった場合、当機構登録民間企業全てに対し、情報通知を行い、応募の機会を等しく与えている。</p> <p>(イ) 事業の質を確保するための方策 当機構職員が、現地を踏査調査、土地区画整理事業の内容調査を行い確認を行っている。 また、審査にあたって利害関係者は関与していない。</p> <p>(ウ) 審査・選考の公正性の確保 外部の有識者(学識経験者等)による審査会を実施し、業務代行者を紹介している。 また、審査にあたって利害関係者は関与していない。</p> <p>(エ) その他 当機構より複数社の民間企業を紹介後、土地区画整理事業施行者と民間企業間において協議のうえ契約に至った場合、双方協力して土地区画整理事業を推進することになる。</p>	<p>紹介手数料等は受け取っておらず、すべて機構の経費で賄っている。</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>宅地利用促進業務</p> <p>1. 土地区画整理事業によってまちを活性化させたい、まちづくりの核となる施設を誘致したいなどの課題等に直面している土地区画整理組合や市町村に対し資金力、技術力、信用力の高い宅地利用事業者を紹介し、土地区画整理事業の促進を図ることにより地域社会の健全な発展に寄与し、不特定多数の利益の増進につながるものである。実施要領については、業務方法書で定めている。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>(ア) 受益の機会の公開 宅地利用事業者の紹介要請があった場合、当機構登録民間企業全てに対し、情報通知を行い、応募の機会を等しく与えている。</p> <p>(イ) 事業の質を確保するための方策 当機構職員が、現地を踏査調査、土地区画整理事業の内容調査を行い確認を行っている。</p> <p>(ウ) 審査・選考の公正性の確保 外部の有識者(学識経験者等)による審査会を実施し、宅地利用事業者を紹介している。 また、審査にあたって利害関係者は関与していない。</p> <p>(エ) その他 当機構のネットワークを駆使し宅地利用事業者の紹介を行い市町村や組合独自では困難な企業誘致や土地活用を行い、地域全体の活性化に一役担っている。</p>	<p>紹介手数料等は受け取っておらず、すべて機構の経費で賄っている。</p>

<p>(13) 助成(応募型)</p>	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.応募の機会が、一般に開かれているか。 3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除) 4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。) 6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>街なか再生助成金</p> <p>1. 中心市街地の活性化に取り組む団体等に対し助成を行い、中心市街地活性化の促進を図ることにより地域社会の健全な発展に寄与し、不特定多数の利益の増進につながるものである。</p> <p>2. ホームページ、広報誌、募集広告、(公財)助成財団センター等のホームページより募集を募っている。</p> <p>3. 外部の有識者により選考されており、利害関係者は選考委員には入っていない。</p> <p>4. 選考委員会の委員は、学識経験者、街なか再生の専門家で構成されており、委員による書類審査、委員会による審査を諮っている。</p> <p>5. 助成団体選考後、ホームページ、広報誌により、団体名、事業内容等を公表している。</p> <p>6. 助成を行った団体に対し、年度末に活動報告書、事業決算書を提出してもらい助成金の用途内容等について確認を行っている。</p>	
<p>(5) 相談、助言</p>	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>相談会業務</p> <p>1. 当機構の事業目的は、土地区画整理事業の円滑な着手及び事業推進上の多岐にわたる課題解決の支援等を行い、土地区画整理事業の促進を図ることにより地域社会の健全な発展に寄与し、不特定多数の利益の増進につながるものである。</p> <p>2. 相談、助言を利用できる対象者は限定しておらず土地区画整理事業者、土地区画整理権利者、土地区画整理事業関係者及び地域住民等でも相談することができるようにしておりホームページに問合せ先を公開している。 また、直接施行を行うための相談会を無料で年2回開催しておりホームページ、広報誌等で募集を募っている。</p> <p>3. 相談、助言には土地区画整理士等の資格を有する職員が対応すると共に、必要に応じて、各分野のエキスパートである当機構登録専門家等から情報を得て対応している。</p>	<p>無料で相談を行っている。</p>
<p>(3) 講座、セミナー、育成</p>	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>講習会業務</p> <p>1. 当機構の事業目的は、土地区画整理事業の円滑な着手及び事業推進上多岐にわたる支援等を行い、土地区画整理事業の促進を図ることにより地域社会の健全な発展に寄与し、不特定多数の利益の増進につながるものである。</p> <p>2. 講習会は、ホームページ、広報誌にて、公表しており講習会に関心のある者(公共団体職員、土地区画整理関係者、コンサルタント関係者、地域住民等)のすべてを対象としており受講する機会是一般に開かれている。</p> <p>3. 講師は、機構役職員をはじめ、各テーマに沿った専門的知識を有する者に講師を依頼している。</p> <p>4. 講師には1講演あたり30,000円程度(テキスト作成費を含む)であり、過大な支払いではない。</p>	

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>債務保証業務</p> <p>1. 土地区画整理事業者が事業資金確保の為に債務保証及び施行者が販売する保留地を購入する個人に対する債務保証を行い土地区画整理事業の促進を図り、地域社会の健全な発展に寄与することにより不特定多数の利益の増進につながるものである。</p> <p>実施要領については、業務方法書で定めている。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>(ア)受注の機会の公開</p> <p>事業者融資保証、保留地ローン保証の内容は個人情報に当たるため公表はしていないが、債務保証件数は、ホームページ、広報誌に公表している。</p> <p>(イ)事業の質を確保するための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者融資保証 債務保証の知識がある当機構の職員、保険会社職員が、現地踏査調査、事業計画書等の内容の確認を行い、債務保証を行っている。 ・保留地ローン保証 金融機関から提出される書類を債務保証の知識のある当機構の職員、保険会社職員が審査を行い、債務保証を行っている。 	<p>現在、新規債務保証は行っておらず、過去に債務保証を行った案件の管理を行っている。</p>
<p>(6) 調査、資料収集</p>	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えられないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>調査研究事業</p> <p>1. 土地区画整理事業の諸問題について調査研究を行い、その結果を広く活用し、事業の促進を図ることになる。また、地域社会の健全な発展に寄与し、不特定多数の利益の増進につながるものである。</p> <p>2. 調査研究結果は、報告書、広報誌等にて一般社会に公表を行うことにしている。</p> <p>ただし、一部受託調査において、委託元の事由(地権者の個人情報との関係等)により公表出来ないものは除く。</p> <p>3. 調査研究は、当機構役職員が直接参加して調査の対応を行い、内容により専門的知識を有する外部有識者に参加していただくことが一般的である。また、当機構は事務の取り纏め資料の作成、報告書の作成等を行い主体性をもって実施している。</p> <p>4. 外部に委託する場合、業務管理は全て当機構が行い、実務を把握している。</p>	
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>書籍発行業務</p> <p>1. 土地区画整理事業施行関係者、地域住民等に対する普及啓発活動を通じて、土地区画整理事業に対する理解を得て事業の促進を図ることにより地域社会の健全な発展に寄与し、不特定多数の利益増進につながるものである。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>(ア)受益の機会の公開</p> <p>書籍発行業務は土地区画整理事業に関係するすべての事業者を対象にしており特定の団体、当機構の会員のみなどの特定は行っていない。当機構発行の書籍の普及により土地区画整理事業の推進につながり、広く一般社会が利益を受けるものである。</p> <p>(イ)事業の質を確保するための方策</p> <p>当機構の理事長以下役職員は、土地区画整理によるまちづくりに関する知見を有する人材であり、また書籍の編集に当たり各分野の専門家からなる編集委員会を設置し専門家が適切に編集に関与している。</p>	

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>広報業務</p> <p>1. 土地区画整理事業施行関係者、地域住民等に対する普及啓発活動を通じて、土地区画整理事業に対する理解を得て事業の促進を図ることにより地域社会の健全な発展に寄与し、不特定多数の利益増進につながるものである。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>(ア) 受益の機会の公開 広報業務は土地区画整理事業を行う団体、個人を対象にしており、特定の団体のみを対象としていない。 当機構発行からの広報の普及により土地区画整理事業の推進につながり、広く一般社会が利益を受けるものである。</p> <p>(イ) 事業の質を確保するための方策 当機構の理事長以下役職員は、土地区画整理事業によるまちづくりに関する知見を有する人材であり、また広報物の編集に当たり国、公共団体、施行者からの情報を基に編集をしている。</p>	
-----------------------------	---	---	--

[3] 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

- 注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。